

令和3年度木更津市国民健康保険税の税率(案)について

1 税率について

木更津市国民健康保険税の税率について、令和3年度は現状を維持するものとし、変更はしないものとした。

令和3年度税率

区分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
応能割	所得割	所得金額の 8.01 %	所得金額の 1.8 %	所得金額の 1.1 %
	資産割	平成30年度に廃止		
応益割	均等割	1人 20,000 円	1人 10,000 円	1人 10,000 円
	平等割	1世帯 24,000 円	—	—
限度額		630,000 円	190,000 円	170,000 円

応能割（所得割＋資産割）：被保険者の保険税負担能力に応じて賦課

応益割（均等割＋平等割）：受益に応じて等しく賦課

2 理 由

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収となる被保険者が多数出ることが見込まれる中、特例による減免を実施する一方で税率を上げるとは、市民の理解は得難いと考えられること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の終息が見えないことによる経済・健康をはじめとした市民生活への影響や、今後の情勢が不透明であること。

(3) 国保特別会計の財政調整基金の残高が約1億7千万円あり、現行税率による令和3年度国民健康保険特別会計予算での歳入歳出の乖離は約1億3千万円と推計しているため、基金の残高内でまかなえる見通しであること。

報告事項 1 説明資料

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について

1. 目的

令和2年度に開始された傷病手当金制度の国の財政支援が延長されたため、あわせて対象期間を3か月間延長するもの。

2. 対象

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者。

3. 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から
労務に服することができない期間。

4. 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を

就労日数で除した金額 $\times 2/3 \times$ 日数。

※上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

●適用

令和2年1月1日～令和3年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。

(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

報告事項2 説明資料

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者に係る木更津市国民健康保険税の減免について

1. 目 的

令和2年度に実施したコロナ関連の国保税減免について、厚生労働省より、令和3年度も財政支援を行うとの方針が示されたため、昨年度と同様に特例の減免として取扱要綱を定め、減免を実施しようとするもの。

2. 対 象 新型コロナウイルス感染症により、以下①または②に該当する者。

①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の者。

②主たる生計維持者の収入が減少した方のうち要件に該当する者。

※国からの財政支援の対象となる要件は令和2年度と同様。

3. 減免対象期間

令和3年度分の国保税で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの。

4. 特定財源(国や県からの補助分)

特別調整交付金 10分の2 (令和2年度は特例補助金と合わせて10分の10)

5. 減免による歳入の減収見込み

令和2年度課税分 減免実績額 33,235,000 円

令和3年度 減免見込 $33,235,000 \text{ 円} \times 0.4 = 13,294,000 \text{ 円}$

うち交付金: 2,658,800 円

市 費: 10,635,200 円

令和3年度当初 国保税(現年)歳入予算額 2,373,867,412 円

うち、減収分が占める割合 0.4%

※ 歳入の不足分は、財政調整基金からの繰り入れを行う。

令和3年3月末 基金残高 179,609,327 円

(参考 令和2年3月末 94,119,335円)

【参考】 近隣の動向

	令和2年度	令和3年度(予定)
君津市	減免実施(遡り無し)	減免実施(遡り有り)
袖ヶ浦市	減免実施(遡り有り)	減免実施(遡り有り)
富津市	減免実施(遡り有り)	減免実施(遡り有り)
木更津市	減免実施(遡り有り)	※減免実施(遡り有り)

※遡り…減免申請時点で納期限の過ぎた税額分の取扱い